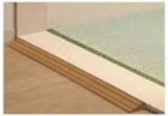


福祉用具の同一品目複数貸与をする場合の運用について

介護保険制度における福祉用具貸与の対象種目一覧(イメージ)

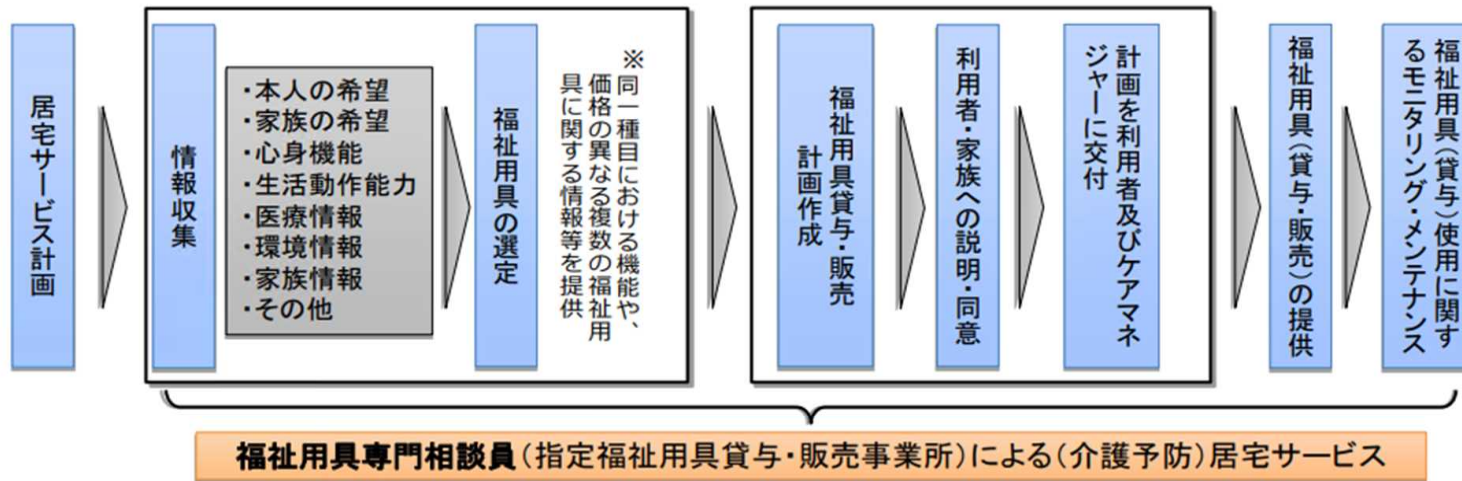
➤ 車いす 	➤ 特殊寝台 	➤ 床ずれ防止用具 	➤ 歩行器 (歩行器) 	(歩行車) 
➤ 手すり 	➤ 移動用リフト 	➤ 徘徊感知機器 		
➤ スロープ (携帯用スロープ) 	➤ 歩行補助つえ (固定用スロープ) 	(単点杖) 	(松葉杖) 	(多点杖) 
	➤ 体位変換器 	➤ 自動排泄処理装置 		

 …赤枠は福祉用具の貸与と販売の選択制の対象となる種目のイメージ
 (写真提供) 一般社団法人日本福祉用具供給協会ほか

介護保険における福祉用具

介護保険の福祉用具は、**要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具**及び**要介護者等の機能訓練のための用具**であって、居宅要介護者等の**日常生活の自立を助けるためのもの**を、保険給付の対象としている。

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の流れ



〔令和6年〕制度改正等の概要

- 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入。
- 福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリング実施時期を追記し、明確化・福祉用具専門相談員がモニタリング結果を記録し、その記録を介護支援専門員へ交付することを義務付け。

- ・ 要介護者等の自立の促進及び介助者の負担の軽減を図り、利用者の状態に応じた福祉用具の適切な選定等を行うため、福祉用具専門相談員は、利用者ごとに福祉用具貸与・販売計画を作成する。
 - ・ 提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関する点検、利用者の身体状況等に応じた福祉用具の調整、使用方法や留意事項等の説明、指導を行う。
 - ・ また、福祉用具貸与が計画に基づき適切に提供・使用されるよう 福祉用具の使用状況の確認し、使用方法の指導・修理等（福祉用具使用に関するモニタリングやメンテナンス）を貸与後も実施する。
- ※ 特定福祉用具販売については、福祉用具使用に関するモニタリング・メンテナンスの義務付けはない。

【福祉用具貸与・販売計画に記載すべき事項】

利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、以下の事項を記載。

- ・ 利用目標
- ・ 福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、
- ・ その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）

※ 福祉用具貸与の場合、福祉用具専門相談員は、計画の作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

福祉用具の同一品目複数貸与をする場合の運用について

福祉用具の同一品目複数貸与は、**利用者の自立支援を阻害するおそれがないか、住宅改修での対応の可否等、総合的な角度からアセスメントを行ったうえで、真に必要な場合に限りケアプランに位置づける**ものです。

居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に、福祉用具の同一品目の複数貸与を位置づける際は、**その必要性が分かるアセスメントの結果を残し、サービス担当者会議でその必要性について精査し、利用者の了承を得てください。**

上記の過程を経た福祉用具の同一品目複数貸与については、高齢者あんしん課への届出は原則不要（軽度者への例外給付を除く）とします。

〔※サービス担当者会議では、介護支援専門員のアセスメント内容を踏まえて、多職種の視点から具体的・実践的な意見を引き出し、利用者にとって最適で安全な福祉用具の同一品目複数貸与の必要性を多角的に検討することが必要。〕

ただし、介護保険給付適正化の観点から、次ページに挙げる「福祉用具の複数貸与が必要と想定される理由」以外での介護給付による複数貸与の可否については、高齢者あんしん課にご相談ください。

【相談時に持参する資料】

要介護1～5 ➡ 【相談先】介護認定係

- (1)アセスメントシート(2)（第1表・第2表）居宅サービス計画書（原案）(3)（第3表）週間サービス計画書
- (4)（第5表）居宅介護支援経過〔同一品目複数貸与を検討する際のアセスメントを記載分のみ〕
- (5)福祉用具のカタログの写し

要支援1～2 ➡ 【相談先】地域包括ケア推進係

- (1)利用者基本情報(2)介護予防サービス・支援計画書（原案）(3)介護予防支援経過記録(4)福祉用具のカタログの写し

(別表)福祉用具の複数貸与が必要と想定される理由

用具の品目	複数貸与が必要と想定される理由
車いす	●本人や介護者がタイヤなどの拭き取りや持ち運びをすることが困難であるため、屋外と屋内で併用できない場合。 ●住環境により、屋外用と屋内用でサイズを変更する場合。
車いすの付属品	●車いすを複数貸与する場合で、付属品についても必要である場合。
特殊寝台	※想定されない。
特殊寝台の付属品	●福祉用具の機能を確保するための場合。 (落下防止のために、サイドレールを設置するが、一組では落下の危険性があるなど)
床ずれ防止用具	※想定されない。
体位変換器	※想定されない。
手すり	●利用者の日常生活範囲において必要である場合。
スロープ	●利用者の日常生活範囲において必要である場合。
歩行器	●本人や介護者がタイヤなどの拭き取りや持ち運びをすることが困難であるため、屋外と屋内で併用できない場合。 ●住環境により、屋外用と屋内用でサイズを変更する場合。
歩行補助つえ	●本人や介護者がつえの拭き取りや持ち運びをすることが困難であるため、屋外用と屋内用で併用できない場合。 用具の機能を確保するための場合(つえが二本あれば歩行が安定するなど)
認知症老人徘徊感知器	●利用者の安全を確保するための場合。
移動用リフト	※想定されない。
自動排泄処理装置	※想定されない。

【参考(1)】福祉用具の同一品目複数貸与を検討する際の 介護支援専門員のアセスメントの視点

1. 利用者の身体状況・機能評価	●利用者の身体機能（筋力、バランス、認知機能など）や障がいの状態を詳細に把握する。 ●複数貸与が身体状況に見合った支援となるか検討する。
2. 生活環境・生活動線の確認	●住宅内の環境（部屋数、段差、スペースなど）と生活動線を把握し、複数の同一福祉用具が必要な理由を検証する。 ●複数の場所で同一福祉用具が必要な具体的な状況を確認する。
3. 利用者・家族のニーズ・希望の聴取	●同一品目の複数貸与を希望する理由や背景を丁寧に聴取する。 ●利用者・家族の理解度や納得感の確認する。
4. 福祉用具の使用・管理能力の評価	●利用者や介護者が複数の福祉用具を適切に管理・使用できるか。
5. 安全性の検討	●複数貸与による事故リスク（転倒や誤使用など）が増加しないか評価する。 ●使用環境が安全かを確認する。
6. 費用面・介護保険適用範囲の確認	●介護保険の給付限度額内で複数貸与が可能か。 ●不必要な重複貸与による費用負担の増加を避ける観点からの検討する。
7. 他サービスとの連携・代替手段の検討	●他の介護サービスや支援方法で代替可能か検討する。 ●複数貸与が最適な選択肢かどうかの判断する。
8. 継続的な評価・見直し計画の策定	●複数貸与の効果や利用状況を定期的に評価し、必要に応じて、見直しを行う計画を立案する。
9. 関係者との情報共有・連携	●サービス提供事業者・福祉用具貸与事業者・医療機関など関係者と連携し、適切な支援体制を整備する。

【参考(2)】 福祉用具の同一品目複数貸与について 介護支援専門員のモニタリングの視点

1. 利用状況の把握	●複数貸与されている同一品目の福祉用具が、利用者の日常生活の中でどのように使われているかを具体的に確認する。 ●利用者や介護者から使用感や利便性についてヒアリングし、実際の使用状況を把握する。
2. 安全性の確認	●用具の使用による事故（転倒や怪我など）が起きていないか、または起こりそうなりスクがないかを評価する。 ●福祉用具の破損や劣化による安全性への影響がないか、必要に応じて福祉用具貸与事業者と連携して点検を促す。
3. 福祉用具の適合性・必要性の再評価	●利用者の身体状況や生活環境の変化がないかを把握し、同一品目の複数貸与が引き続き適切かどうかを検討する。 ●生活場面に応じて複数の福祉用具が必要か、または福祉用具の返却や変更が可能かを評価する。
4. 費用の適正管理	●福祉用具貸与の費用が介護保険の給付限度額内に収まっていることを確認し、過剰貸与になっていないか注意する。 ●不必要な重複貸与がないか、経済的負担の観点からも検討する。
5. 利用者・家族への説明と同意確認	●複数貸与の理由や福祉用具の使い方、管理方法について利用者や家族に十分説明し、理解を得ていることを確認する。 ●利用者の意向や満足度を定期的に確認し、必要に応じて調整を行う。
6. 関係者との連携・情報共有	●福祉用具貸与事業者や地域包括支援センター、医療機関など関係者と情報を共有し、適切な支援体制を整える ●モニタリング結果を踏まえ、ケアプランの見直しやサービス調整を行う。

【参考(3)】 医師・リハ専門職等への意見の確認

要介護状態の高齢者は複数の疾患や障害を抱えている。また、医療ニーズの高い疾患や予後予測が難しい状態など症状は様々である。疾患によっては特徴的な症状が把握できることもあれば、心身機能等の把握が難しく、それぞれの症状によっては、専門職の意見を聞きながら、**予後予測の見立てやリスクに関する情報収集**をもとに**アセスメントする必要**がある。

適切なケアマネジメントのために、福祉用具の必要性や対処方法について、介護支援専門員や福祉用具専門相談員が、医師やリハ専門職等の意見を求めることが望ましい具体例を以下に示す。

●進行性疾患（パーキンソン病、脊髄小脳変性症など）により状態の変化や悪化が起こりやすい場合	●重度の視覚障害の場合
●起立性低血圧等、血圧の変動の可能性がある場合	●全身等に痛みがある場合
●認知機能の低下や高次脳機能障害により用具の使用や操作が難しいと考えられる場合	●からだが極端に大きい又小さい場合
●関節に著しい拘縮や変形がある場合	●皮膚の脆弱性が疑われる場合
●著しい感覚障害がある場合	●浮腫など、循環障害が考えられる場合
●骨の脆弱性が疑われる場合	●転倒のリスクが高いと考えられる場合
●四肢に欠損がある場合	●嚥下障害がある場合
●著しい筋力低下がある場合	●介護者に対する指導に留意が必要と考えられる場合 等
●筋緊張の亢進や低下、変動がある場合	

【参考(4)】 介護保険における福祉用具の選定の判断基準について

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中
← 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

介護保険最新情報

今回の内容

介護保険における福祉用具の選定の判断基準について
計104枚（本紙を除く）

Vol.1296

令和6年8月2日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3985）
FAX：03-3595-3670

【別紙】

介護保険における福祉用具の選定の判断基準

令和6年7月

厚生労働省老健局高齢者支援課

目次

I はしがき	P2
II 活用方法	P3
III 種目全般に係る留意点	P8
・ 福祉用具の選定について	P8
・ 福祉用具の再購入について	P8
・ 貸与と販売の選択制について	P8
・ 医師・リハ専門職等への意見の確認について	P9
・ 事故・ヒヤリハットの防止	P10
IV 種目別 選定の判断基準 ※平成16年度以降に追加・拡充された種目	P11
・ (1) 車いす※	P12
(1-1) 自走用標準型車いす	P13
(1-2) 普通型電動車いす	P15
(1-3) 介助用標準型車いす	P17
・ (2) 車いす付属品	P19
・ (3) 特殊寝台	P21
・ (4) 特殊寝台付属品	P23
(4-1) サイドレール	P23
(4-2) マットレス	P25
(4-3) ベッド用手すり	P26
(4-4) テーブル	P28
(4-5) スライディングボード・スライディングマット	P29
(4-6) 介助用ベルト※	P30
・ (5) 床ずれ防止用具	P31
・ (6) 体位変換器※	P33
・ (7) 手すり	P35
・ (8) スロープ	P37
・ (9) 歩行器※	P38
・ (10) 歩行補助つえ※	P40
・ (11) 認知症老人徘徊感知機器※	P42
・ (12) 移動用リフト※	P44
(12-1) 床走行式	P45
(12-2) 固定式	P47
(12-3) 搬運式	P48
・ (13) 自動排泄処理装置※	P49
・ (14) 腰掛便座※	P51
・ (15) 自動排泄処理装置の交換可能部品※	P53
・ (16) 排泄予測支援機器※	P54
・ (17) 入浴補助用具※	P56
・ (18) 簡易浴槽	P58
・ (19) 移動用リフトのつり具の部分	P59
V 参考情報	P60
・ 1. 要介護度別索引	P61
・ 2. 厚生労働省より発出されている留意事項通知等	P71
・ 3. 事故・ヒヤリハット関連情報	P101